

指名停止等措置要綱に基づく指名停止中の業者は以下のとおりです。

平成31年4月12日現在

指名停止業者	本店所在地	措置期間	措置理由	措置要件
(株)フソウ	東京都中央区新川1丁目23番5号	平成31年4月12日から 平成31年8月11日まで(4ヶ月)	談合	措置要綱第3条 別表第5(5)
(株)九電工	福岡市南区那の川一丁目23番35号	平成31年3月26日から 平成31年7月25日まで(4ヶ月)	談合	措置要綱第3条 別表第5(5)